豊中市飲用井戸等衛生管理指導要領

(目的)

第1条 この要領は、市内に設置されている飲用水を供給する井戸等の給水施設の衛生確保を 図るため、井戸等の設置者及び管理者(以下「設置者等」という。)並びに利用者に対する 適正な管理に関する指導、啓発及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めるも のとする。

(実施主体)

第2条 この要領に基づく指導は、保健所が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(対象施設)

第3条 この要領において対象とする施設は、市内に設置される飲用水を供給する井戸等の 給水施設(ただし水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び大阪府特 設水道条例の適用を受ける施設は除く。)であって、地下水、表流水及び湧水を水源と する施設(以下「飲用井戸等」という。)とする。

(管理基準)

- 第4条 設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めるものとする。
 - (1) 清潔の保持
 - ア 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように、適切な措置を講じること。
 - イ 飲用井戸等(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水 槽等)及びその周辺の点検を定期的に行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。
 - ウ 飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、 設備等に十分配慮すること。
 - (2) 水質検査の実施
 - ア 使用開始前の検査

設置者等は、飲用井戸等の使用を開始する前に、水道法第4条の規定に基づく、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)について検査を行い、これに適合することを確認すること。ただし、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドについては、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されていない場合及び消毒を行っていない場合、並びに(4S,4aS,8aR)ーオクタヒドロー4,8aージメチルナフタレンー4a(2H)ーオール(別名ジェオスミン)及び1,2,7,7ーテトラメチルビシクロ[2,2,1]へプタンー2ーオール(別名2ーメチルイソボルネオール)については、湖沼等の停滞水源を水源としない場合は、検査を省略できるものとする。

イ 定期の検査

設置者等は、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果から判断して必要となる事項に関する水質検査を毎年1回以上行うこと。

ウ 臨時の検査

設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて水質検査を行うこと。

- エ 水質検査結果の保存
 - 設置者等は水質検査を行ったときは、その結果を保存すること。
- (3) 汚染が判明した場合の措置
 - ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったと きは、直ちに給水を停止し、その旨を周知するとともに、保健所に連絡し、指導 を受けること。
 - イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質が水質基準以下であっても検出された場合は、直ちに保健所に連絡し指導を受けること。

(指導・啓発)

- 第5条 保健所は、この要領に定める管理基準に従い、設置者等及び利用者に対し適正な管理についての指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るものとする。
 - (1)保健所は、関係部局と連携を図り、飲用井戸等の設置場所、設置数、利用状況等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存するものとする。
 - (2)保健所は、設置者等の協力を得て、飲用井戸に係る水質の状況の把握に努めるものとする。
 - (3) 保健所は、設置者等からこの要領に定める連絡を受けた場合、又はその飲用井戸等の汚染を発見した場合は、別に定める「豊中市飲用井戸等の水質汚染事故処理要領」に基づき必要な措置を講じるものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。